

はじめに

今日、世界は大きく変動を続けており、日本も例外ではありません。日本社会を根底から支えている地方自治に関しても、地方分権の進展、少子高齢化や人口減少の問題、さらには地域間競争の激化など、基礎自治体とされる市町村を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような状況の下、市町村の行財政基盤の強化や政策遂行力の向上を図り、新しいまちづくりの主体にふさわしい基礎自治体を形成するため、いわゆる平成の大合併と呼ばれる市町村合併が全国で大きく進展しました。

千葉県の各地域でも、地域の将来を見据えた幅広い議論が熱心に行われました。その結果、県内市町村は、平成の大合併前の 80 市町村から 54 市町村へと大きく再編されたところです。

県としても、市町村合併の気運の醸成を図るとともに、合併に向けた地域の自律的な取組みに対し支援を行ってきましたが、このように県内の市町村合併が進展したことは、合併協議の中心的な役割を担ってこられた各市町村長や議会議員をはじめとする関係者の方々のご尽力と、住民の皆様の地域づくりに対する熱意の賜物であり、心より敬意を表する次第です。

この度の平成の大合併は、千葉の可能性を高め、次世代に誇れる千葉を築くための礎となるものと考えています。

本書は、平成の大合併における旧合併特例法下の県内各地域での取組みを記録するために平成 21 年 10 月に作成した第 1 版に、新合併特例法下の県内各地域での取組み等を加筆したものです。各合併市町の概要をはじめ、合併に至るまでの経緯などについても取りまとめています。関係各位にご高覧いただき、ご活用いただければ幸いです。

平成 22 年 11 月

千葉県総務部市町村課

千葉県市町村合併史（第2版） 目次

はじめに	1
第1章 平成の大合併	5
1 市町村合併の経緯（平成の大合併以前）	7
2 平成の大合併	8
3 県内市町村の状況	11
4 合併後の市町村別人口・面積	16
5 市町村数の変遷	18
第2章 千葉県の取組み	19
1 旧合併特例法下	
(1) 千葉県広域行政研究会の調査研究	21
(2) 千葉県市町村合併推進要綱の策定	23
(3) 千葉県市町村合併支援本部の設置と新しいまちづくり支援プランの策定	26
2 新合併特例法下	
(1) 千葉県市町村合併推進審議会の設置と千葉県市町村合併推進構想の策定	30
(2) 新・新しいまちづくり支援プランの策定	34
3 その他の取組み	36
第3章 千葉県の市町村合併の概要	45
1 県内各地域における市町村合併の取組みの状況	47
(1) 千葉・東葛飾地域	47
(2) 印旛・香取地域	51
(3) 海匝・山武地域	60
(4) 長生地域	66
(5) 夷隅地域	68
(6) 安房地域	71
(7) 君津地域	76
2 住民からの参画等	77

第4章 合併市町の概要	89
1 野田市	91
2 鴨川市	96
3 柏市	102
4 旭市	108
5 いすみ市	115
6 匝瑳市	121
7 南房総市	127
8 成田市	136
9 香取市	143
10 山武市	150
11 横芝光町	157
12 印西市	163
資料編	171
1 市町村の合併の特例に関する法律	173
2 市町村の合併の特例等に関する法律	206
3 市町村合併支援プラン	233
4 新市町村合併支援プラン	248
5 千葉県市町村合併推進要綱	262
6 千葉県市町村合併推進構想	282
7 新しいまちづくり支援プラン	332
8 新・新しいまちづくり支援プラン	335
9 千葉県市町村合併推進審議会関係	338
10 市町村合併支援補助金交付要綱	340
11 ふさのくに合併支援交付金交付要綱	342
12 千葉県市町村合併推進アドバイザー派遣事業実施要綱	347
13 パンフレット「市町村合併を考えましょう 改訂版」	349
「市町村合併を考えましょう 第4次改訂版」	361
14 新聞記事	373

第 1 章

平成の大合併

- 1 市町村合併の経緯（平成の大合併以前）
- 2 平成の大合併
- 3 県内市町村の状況
- 4 合併後の市町村別人口・面積
- 5 市町村数の変遷

1 市町村合併の経緯（平成の大合併以前）

（１）明治の大合併

明治 21 年末の町村の数は全国で 71,314 あったとされている。これらの町村は、江戸時代からの自然発生的な町村を受け継いだものであった。政府は、明治 22 年に近代的な地方自治制度である市制・町村制を施行した。それまでの自然発生的な町村を合併し、行財政機能を充実させ、戸籍事務や小学校事務を処理できるよう 300 戸から 500 戸を標準として全国一律に町村合併を行った。この結果、市町村の数は、明治 22 年末には全国で 15,859 と、明治 21 年末に比べ約 5 分の 1 に減少した。これを「明治の大合併」と呼んでいる。

（２）昭和の大合併

明治の大合併の後、市町村の数はゆるやかに減少し、昭和 20 年には全国で 10,520 となっていた。戦後に制定された新憲法の下、地方自治の確立が大きな課題となり、新制中学校の設置、市町村消防などの事務や権限を基礎的な地方公共団体である市町村に配分すべきであるとされた。しかし、当時の町村の中には著しく規模が小さく、行財政上の能力が乏しい町村も多く、新たな事務や権限を受け入れることができる体制を整備することが必要になり、「町村合併促進法（昭和 28 年法律第 258 号）」が制定され、昭和 28 年 10 月に施行された。この法律は、新制中学が合理的に運営できる人口規模という点を念頭に、全国一律に人口 8,000 人を標準として町村の合併を進めるというものであり、国と都道府県は町村合併を促進するための本部を設けて計画的に進めていくことになった。この法律を発展させ、補完するものとして昭和 31 年には「新市町村建設促進法（昭和 31 年法律第 164 号）」が施行された。この結果、昭和 28 年 10 月に全国で 9,868 あった市町村の数は、新市町村建設促進法が失効した昭和 36 年 6 月には、全国で 3,472 と約 3 分の 1 に減少した。これを「昭和の大合併」と呼んでいる。

（３）旧合併特例法の制定

明治の大合併と昭和の大合併が行われた結果、我が国の市町村の人口や面積の規模は飛躍的に拡大した。その後の高度経済成長により、住民の生活圏は拡大し、従来の市町村の枠組みを越えた広域行政の必要性が意識されるようになり、昭和 40 年には、10 年間の時限法として、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「旧合併特例法」という。）」が施行された。この法律の特例措置としては、議員の定数・在任特例、地方税の不均一課税、地方交付税の合併算定替などが主なものだった。

2 平成の大合併

(1) 平成の大合併の始まり (旧合併特例法の平成 11 年改正)

旧合併特例法は昭和 50 年と 60 年に延長されたものの、基本的な部分に変更されなかった。その後、平成 7 年に 10 年間の期限延長がされ、「自主的な市町村の合併を推進する」ということが明示されるとともに、住民発議制度の創設や、議員の定数・在任特例の拡充、地方交付税の特例措置の拡充、過疎債の特例措置の創設などが盛り込まれた。

その後、地方分権推進法（平成 7 年法律 96 号。平成 7 年 5 月公布・施行）に基づく内閣総理大臣の諮問機関である地方分権推進委員会の数次の勧告により、住民に最も身近な地方公共団体である市町村には、地域の総合的な行政主体として、格段に高まる自立性を発揮しつつ、分権型社会における新たな役割を担うことができるよう体質の強化を求めるなど、国と地方公共団体との関係についての新たな枠組みが示された。また、内閣総理大臣の諮問機関である第 25 次地方制度調査会が、平成 10 年 4 月 24 日に内閣総理大臣に提出した「市町村の合併に関する答申」では、自主的な市町村の合併を更に一層推進することが必要であることなどの答申がなされた。さらに、平成 10 年 5 月 29 日には、自主的な市町村合併推進のため行財政措置を講じ必要な法改正を行うことを内容とする「地方分権推進計画」が閣議決定された。この計画では、知事の合併協議会設置勧告、財政支援措置、住民発議制度の拡充、市制要件の特例等が提案されている。

平成 11 年 7 月 16 日、旧合併特例法の一部改正を含む「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）」が公布された（平成の大合併の始まり）。一部改正された旧合併特例法では、住民発議制度の拡充、市となるべき要件の特例、地域審議会制度の創設、普通交付税の算定の特例（合併算定替）の期間の延長、合併特例債の創設、議員退職年金特例の創設等が盛り込まれた。政府は、市町村合併について、全国一律ではなく地域の実情に応じて考えることが必要であるとの地方制度調査会の考え方に従って、平成 11 年 8 月 6 日に、「市町村の合併の推進についての指針」を策定し、都道府県が合併のパターンなどを内容とする「市町村の合併の推進についての要綱」を策定する場合に参考となる事項を明らかにした。

政府は、平成 13 年 3 月 27 日の閣議決定により、総務大臣を本部長、各省庁の副大臣を本部長とする市町村合併支援本部を設置した。そして、平成 13 年 6 月 26 日に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に基づく、地方の個性ある活性

化とまちづくりを実現するため、平成 13 年 8 月 30 日、市町村が合併により新しいまちづくりを行うにあたっての支援策である「市町村合併支援プラン」が作成された。この支援プランには、都道府県から合併重点支援地域に指定された市町村及び平成 17 年 3 月までに合併した市町村を対象に、道路等の社会基盤整備など様々な分野にわたる 58 事業の優先採択・重点投資などが盛り込まれた。財政支援策として盛り込まれた市町村合併推進体制整備費補助金は、合併特例債、合併算定替とともに、合併への動機付けとしても機能したと考えられている。市町村合併支援プランは、平成 14 年 8 月に改正され、合併前に行う建設事業に対する財政措置として合併推進債が追加されるなど、新たに 23 項目が追加されている。

(2) 新合併特例法の制定

平成 13 年 11 月 19 日に発足した第 27 次地方制度調査会は、内閣総理大臣から「社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度の構造改革」についての諮問を受け、2 年間の調査審議を経て平成 15 年 11 月 13 日に「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」をとりまとめ、内閣総理大臣に提出した。

地方制度調査会の答申を踏まえて、「市町村の合併の特例等に関する法律(平成 16 年法律第 59 号。以下「新合併特例法」という。)」、「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 58 号)」、「地方自治法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 57 号)」のいわゆる合併関連三法が平成 16 年 5 月 19 日に成立し、同月 26 日に公布された。

合併関連三法により、住民自治の強化等を推進する観点から、改正された地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)では、地域自治区を設置することができる制度が創設されたほか、新合併特例法及び改正された旧合併特例法では、法人格を有する特別地方公共団体として合併特例区を一定期間設置することができる制度などが創設されるなど、新たな事項が盛り込まれた。なお、改正された旧合併特例法は同年 11 月 10 日に施行され、平成 17 年 3 月までに合併申請を行い、平成 18 年 3 月 31 日までに合併を行った場合には旧合併特例法を適用し、合併特例法による財政支援を行うという「経過措置」が追加されたほか、地域自治区、合併特例区の制度は、旧合併特例法下で合併した市町村も活用することが可能となった。

さらに、総務大臣は、「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」を定めることとし、これに基づき、都道府県は、自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村を対象として、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を定めることとなった。また、市町村合併支援本部は平成 17 年 8 月 31 日に「新市町村合併支援プラン」を決定し、都道府県により構想に位置づけられた構想対象市町村及び新合併特例法に基づいて合併した市町村を対象として、新合併特例法のもとで引き続き自主的な市町村の合併を推進していくため、

新たな支援策を盛り込んでいる。支援策としては、普通交付税の算定の特例、合併市町村のまちづくりのための事業に対する財政措置（起債措置）など 19 項目、関係省庁の連携による支援策として、社会基盤の整備、豊かな生活環境の創造、保健・医療・福祉の充実など 6 項目にわたり、全 67 事業が盛り込まれている。

（ 3 ）新合併特例法の改正

平成 19 年 7 月 3 日に発足した第 29 次地方制度調査会は、平成 21 年 6 月 16 日に「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」を行った。この中で、平成 11 年以来の全国的な合併推進運動については、10 年が経過していること、これまでの経緯や市町村を取り巻く状況等を踏まえ、新合併特例法の期限である平成 22 年 3 月 31 日までで一区切りとし、期限後においても自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象とした合併に係る特例法が必要とされた。

この答申を受け国は、平成 22 年 3 月 31 日までの時限立法であった新合併特例法を、自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう期限を 10 年間延長するとともに、市町村の合併が相当程度進捗していること等に鑑み、都道府県等の積極的な関与による市町村の合併の推進を定めている規定を廃止する必要があるとして、「市町村の合併の特例に関する法律」として改正し、同年 4 月 1 日に施行された。具体的には、目的規定が「合併の推進」から「合併の円滑化」に改められ、総務大臣による市町村合併の推進に関する基本指針の策定、都道府県知事による市町村の合併の推進に関する構想や合併協議会設置の勧告、合併する場合には市となる人口要件を 5 万人から 3 万人に緩和する規定は廃止された。一方、議会の議員の定数又は在任に関する特例、地方税に関する特例、合併算定替などの合併の障害除去のための措置は存続することとなった。

（ 4 ）平成の大合併の結果

全国で市町村合併が積極的に推進されてきた結果、平成の大合併直前における平成 11 年 3 月 31 日の全国の市町村数は 3,232（670 市 1,994 町 568 村）であったが、旧合併特例法の期限である平成 18 年 3 月 31 日の全国の市町村数は 1,821（777 市 846 町 198 村）まで減少し、さらに、新合併特例法の期限である平成 22 年 3 月 31 日の全国の市町村数は 1,727（786 市 757 町 184 村）まで減少した。

3 県内市町村の状況

(1) 平成の大合併以前

県内の市町村は、明治 21 年 12 月末には 2,456 (66 町 2,390 村) あったが、「明治の大合併」によって、明治 22 年 12 月には 358 (42 町 316 村) へと減少した。これ以降も市町村合併が行われたが、戦後、地方自治体の果たす役割が大きくなったことに伴い、市町村合併が全国的に進み、本県もその例外ではなかった。県内では、昭和 24 年の市川市と東葛飾郡大柏村の合併が戦後初めての合併であり、その後、昭和 25 年に東葛飾郡野田町と同旭村、同七福村、同梅郷村、昭和 26 年に香取郡佐原町と同東大戸村、香取町、香西村での合併が行われ、同年には、東葛飾郡流山町と同新川村、八木村の合併、香取郡小見川町と豊浦村、森山村、神里村の合併が行われた。

昭和 28 年に施行された「町村合併促進法」により始まる「昭和の大合併」で、県内の市町村合併の動きも急速に進展した。同法施行前の昭和 28 年 4 月 1 日には、県内の市町村は 288 (10 市 77 町 201 村) であったが、この時期に行われた市町村合併の結果、昭和 36 年 4 月 1 日には県内の市町村は 101 (18 市 70 町 13 村) となり、市町村数は大幅に減少した。

昭和の大合併の後、いわゆる高度成長期には、県内においても工業化や都市化の進展と、交通機関の発達による生活圏の拡大などを背景として、市町村合併が進められた。千葉市は、昭和 38 年に千葉郡泉町、昭和 44 年に山武郡土気町を編入し、より一層の県都としての成長を目指した。昭和 38 年に市制を施行した市原市は、臨海部の埋立てと工業地帯の造成によって産業都市としての成長を目指していた。養老川流域の旧市原郡内の各町村も地区ごとに順次合併していた中、昭和 42 年に市原市とそれらの町村が合併して 1 郡 1 市となる市原市が成立した。君津市は、昭和 29 年に隣接の 2 町村と合併した後、臨海部への製鉄会社の進出に伴い、都市基盤整備などの一体的推進を目的として、昭和 45 年に内陸部の 4 町村と合併し、昭和 46 年に市制施行した。同様に、地域開発の一体的推進や行財政基盤の充実を目指し、昭和 46 年に君津郡の富津町・大佐和町・天羽町が合併 (同年 4 月 25 日)・市制施行 (同年 9 月 1 日) し、富津市となり、安房郡の鴨川町・江見町・長狭町が合併・市制施行 (同年 3 月 31 日) し、鴨川市となった。その後、昭和 47 年に、茂原市が長生郡本納町と合併するなど、市町村合併が進んだ。

昭和 47 年の茂原市と本納町の合併後、平成の合併を迎えるまでの約 30 年間、県内 80 市町村の体制が継続することとなった。その間、単独で市制施行に至った自治体として、昭和 56

年の浦安市及び四街道市、平成 3 年の袖ヶ浦市、平成 4 年の八街市、平成 8 年の印西市、平成 13 年の白井市、平成 14 年の富里市がある。また、平成 4 年には千葉市が全国で 12 番目の政令指定都市となっている。

(2) 平成の大合併の状況

平成の大合併により、県内 80 市町村は、54 市町村（36 市 17 町 1 村）に再編されることとなった（次頁以降の図表参照）。

千葉県の市町村（平成の大合併後）

平成 22 年 3 月 31 日現在 36 市 17 町 1 村（54 市町村）



平成の大合併により誕生した市町（12市町）

平成 22 年 3 月 31 日現在

	名称	合併期日	合併関係市町村名
1	野田市	平成 15 年 6 月 6 日	野田市、関宿町
2	鴨川市	平成 17 年 2 月 11 日	鴨川市、天津小湊町
3	柏市	平成 17 年 3 月 28 日	柏市、沼南町
4	旭市	平成 17 年 7 月 1 日	旭市、海上町、飯岡町、干潟町
5	いすみ市	平成 17 年 12 月 5 日	夷隅町、大原町、岬町
6	匝瑳市	平成 18 年 1 月 23 日	八日市場市、野栄町
7	南房総市	平成 18 年 3 月 20 日	富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町
8	成田市	平成 18 年 3 月 27 日	成田市、下総町、大栄町
9	香取市	平成 18 年 3 月 27 日	佐原市、山田町、栗源町、小見川町
10	山武市	平成 18 年 3 月 27 日	成東町、山武町、蓮沼村、松尾町
11	横芝光町 (山武郡)	平成 18 年 3 月 27 日	横芝町、光町
12	印西市	平成 22 年 3 月 23 日	印西市、印旛村、本埜村

4 合併後の市町村別人口・面積

ア 県内の合併後の市町村別人口・面積（その1）

市町村名	H12 国調 (人)	面積 (k m ²)	新自治体名	H17 国調 (人)	面積 (k m ²)	合併期日
野田市	119,922	73.72	野田市	151,240	103.54	H15.6.6
関宿町	31,275	29.82				
成田市	95,704	131.27	成田市	121,139	213.84	H18.3.27
下総町	8,115	32.00				
大栄町	13,079	50.57				
旭市	40,963	50.61	旭市	70,643	129.91	H17.7.1
干潟町	8,235	32.44				
海上町	11,062	28.59				
飯岡町	10,916	18.27				
柏市	327,851	72.91	柏市	380,963	114.90	H17.3.28
沼南町	45,927	41.99	鴨川市	36,475	191.30	H17.2.11
鴨川市	29,981	147.35				
天津小湊町	7,672	43.95	南房総市	44,763	230.22	H18.3.20
富浦町	5,689	25.69				
富山町	6,070	40.34				
三芳村	4,744	33.92				
白浜町	6,029	17.07				
千倉町	13,161	36.64				
丸山町	5,777	44.11				
和田町	5,684	32.45				
八日市場市	32,807	80.75				
野栄町	10,107	21.03				
佐原市	48,328	119.88	匝瑳市	42,086	101.78	H18.1.23
小見川町	26,047	61.84	香取市	87,332	262.31	H18.3.27
山田町	11,249	51.54				
栗源町	5,319	29.05				
成東町	24,494	47.02				
山武町	20,033	52.05	山武市	59,024	146.38	H18.3.27
蓮沼村	4,751	9.72				
松尾町	11,336	37.59				
夷隅町	7,952	44.23	いすみ市	42,305	157.50	H17.12.5
大原町	20,531	66.61				
岬町	14,352	46.66	横芝光町	25,981	66.91	H18.3.27
光町	12,167	33.31				
横芝町	14,554	33.60				
印西市	60,468	53.51	印西市	81,102	123.80	H22.3.23
印旛村	11,103	46.57				
本埜村	8,209	23.72				

イ 合併後の市町村別人口（その2）

市町村名	H17 国調人口(人)	面積 (k m ²)	合併期日
千葉市	924,319	272.08	
銚子市	75,020	83.91	
市川市	466,608	57.44	
船橋市	569,835	85.69	
館山市	50,527	110.21	
木更津市	122,234	138.71	
松戸市	472,579	61.33	
野田市	151,240	103.54	H15.6.6
茂原市	93,260	100.01	
成田市	121,139	213.84	H18.3.27
佐倉市	171,246	103.59	
東金市	61,701	89.34	
旭市	70,643	129.91	H17.7.1
習志野市	158,785	20.99	
柏市	380,963	114.90	H17.3.28
勝浦市	22,198	94.20	
市原市	280,255	368.20	
流山市	152,641	35.28	
八千代市	180,729	51.27	
我孫子市	131,205	43.19	
鴨川市	36,475	191.30	H17.2.11
鎌ヶ谷市	102,812	21.11	
君津市	90,977	318.83	
富津市	50,162	205.35	
浦安市	155,290	17.30	
四街道市	84,770	34.70	
袖ヶ浦市	59,108	94.92	
八街市	75,735	74.87	
印西市	81,102	123.80	H22.3.23
白井市	53,005	35.41	
富里市	51,370	53.91	
南房総市	44,763	230.22	H18.3.20
匝瑳市	42,086	101.78	H18.1.23
香取市	87,332	262.31	H18.3.27
山武市	59,024	146.38	H18.3.27
いすみ市	42,305	157.50	H17.12.5
酒々井町	21,385	19.02	
栄町	24,377	32.46	
神崎町	6,705	19.85	
多古町	16,950	72.68	
東庄町	16,166	46.16	
大網白里町	49,548	58.06	
九十九里町	19,009	23.72	
芝山町	8,389	43.47	
横芝光町	25,981	66.91	H18.3.27
一宮町	11,656	23.02	
睦沢町	7,838	35.59	
長生村	14,543	28.32	
白子町	12,850	27.46	
長柄町	8,564	47.20	
長南町	9,824	65.38	
大多喜町	11,514	129.84	
御宿町	7,942	24.92	
鋸南町	9,778	45.16	

網掛部分は合併市町

5 市町村数の変遷

県内市町村数の変遷

年月日	計	市	町	村	備考
明治 22. 3.30	2,457	-	66	2,391	
" 22. 4. 1	358	-	42	316	市制町村制施行
" 31. 4. 1	358	-	64	294	
" 41. 4. 1	355	-	70	285	
大正 11. 4. 1	349	1	75	273	
昭和 5. 4. 1	348	1	87	260	
" 10. 4. 1	338	3	84	251	
" 15. 4. 1	321	5	81	235	
" 19. 4. 1	314	7	81	226	
" 25. 4. 1	313	7	81	225	
" 26. 4. 1	299	9	78	212	
" 27. 4. 1	294	10	77	207	
" 28. 4. 1	288	10	77	201	
" 28.10. 1	284	10	76	198	町村合併促進法施行
" 29. 4. 1	239	13	73	153	
" 30. 4. 1	128	17	68	43	
" 31. 4. 1	109	17	71	21	
" 32. 4. 1	102	17	70	15	
" 34. 4. 1	101	18	69	14	
" 36. 4. 1	101	18	70	13	
" 37. 4. 1	100	18	69	13	
" 39. 4. 1	94	19	64	11	
" 40. 3.29	94	19	65	10	合併特例法施行
" 40. 4. 1	94	19	65	10	
" 42. 4. 1	94	21	63	10	
" 43. 4. 1	92	21	62	9	
" 45. 4. 1	91	21	61	9	
" 46. 4. 1	85	23	55	7	
" 46.11. 3	81	26	48	7	袖ヶ浦町、平川町（合体）
" 47. 5. 1	80	26	47	7	茂原市、本納町（合体）
" 56. 4. 1	80	28	45	7	浦安市（市制施行）四街道市（市制施行）
" 58. 4. 1	80	28	46	6	睦沢町（町制施行）
" 60. 4. 1	80	28	47	5	富里町（町制施行）
平成 3. 4. 1	80	29	46	5	袖ヶ浦市（市制施行）
" 4. 4. 1	80	30	45	5	八街市（市制施行）
" 8. 4. 1	80	31	44	5	印西市（市制施行）
" 13. 4. 1	80	32	43	5	白井市（市制施行）
" 14. 4. 1	80	33	42	5	富里市（市制施行）
" 15. 6. 6	79	33	41	5	野田市、関宿町（編入）
" 17. 2.11	78	33	40	5	鴨川市、天津小湊町（合体）
" 17. 3.28	77	33	39	5	柏市、沼南町（編入）
" 17. 7. 1	74	33	36	5	旭市、干潟町、海上町、飯岡町（合体）
" 17.12. 5	72	34	33	5	夷隅町、大原町、岬町（合体）
" 18. 1.23	71	34	32	5	八日市場市、野栄町（合体）
" 18. 3.20	65	35	26	4	富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町（合体）
" 18. 3.27	56	36	17	3	成田市、下総町、大栄町（編入） 成東町、山武町、蓮沼村、松尾町（合体） 佐原市、小見川町、山田町、栗源町（合体） 横芝町、光町（合体）
" 22. 3.23	54	36	17	1	印西市、印旛村、本埜村（編入）

1 昭和 19 年以降、4 月 1 日現在の数については、変化のない年は省略した。

2 昭和 46 年 11 月 3 日以降については、市町村数の変遷を全て掲げた。